

宮城県構造計算適合性判定委任基準

平成 27 年 6 月 1 日制定

平成 31 年 4 月 1 日一部改正

令和 6 年 12 月 2 日一部改正

令和 7 年 12 月 1 日一部改正

1 趣旨

この基準は、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。)第 6 条の 3 第 1 項及び第 18 条第 5 項の構造計算適合性判定(以下「判定」という。)の全部又は一部を第 18 条の 2 第 1 項の規定に基づき国土交通大臣又は都道府県知事が指定する構造計算適合性判定機関に行わせること(以下「委任」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

2 委任要件

知事は、次の要件に適合していると認める者に、判定の全部又は一部を委任する。

(1) 法令等への適合

法、建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)、建築基準法施行規則(昭和 25 年建設省令第 40 号)、建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令(平成 11 年建設省令第 13 号)及び指定構造計算適合性判定機関指定準則(平成 27 年 3 月 2 日付け国住指第 4540 号)に定める指定構造計算適合性判定機関及び判定の業務に係る規定に適合する者として法第 77 条の 35 の 2 から第 77 条の 35 の 5 までの規定の定めるところにより国土交通大臣又は都道府県知事が指定する者(以下「指定適判機関」という。)であること。

(2) 業務区域

業務区域に、宮城県全域が含まれていること。

3 委任する業務範囲

知事は、指定適判機関に法第 18 条の 2 第 4 項の規定により読み替えて適用される法第 6 条の 3 第 1 項、第 18 条第 5 項に基づく判定の業務を委任する。

ただし、指定適判機関が業務の範囲を限定する場合は、その範囲とすることができる。

4 委任期間

委任は法第 18 条の 2 第 1 項の規定による指定(以下「指定」という。)が効力を失うまでとし、指定の更新を受けた場合は委任期間も更新されたものとみなす。

5 その他

この基準に定めるもののほか、必要な事項は土木部建築宅地課長が別に定める。

附 則

1 施行

本委任基準は、平成27年6月1日から施行する。

2 経過措置

宮城県指定構造計算適合性判定機関指定基準（平成19年5月31日施行。最終改正平成27年6月1日。）附則第2項の表に規定している指定適判機関については、2委任要件等（5）の規定を5年に限って適用しない。なお、この場合、業務範囲は従前の例による。

附 則

本委任基準は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

本委任基準は、令和7年1月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和8年4月1日から施行する。